

## 道路運送車両の保安基準等の一部改正について

### 1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、新たに「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第100号）」を採用することとし、また、「ステアリング機構に係る協定規則（第12号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第152回会合において採択されました。これを受け、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等を改正しました。

### 2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正関係

① 電気装置（保安基準第17条の2、細目告示第21条、第99条、第177条、細目告示別添101、細目告示別添110関係）

「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第100号）」の採用に伴い、以下のとおり改正しました。

#### 【適用範囲】

電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置に適用します（従前から変更ありません）。

#### 【改正概要】

高電圧配線の橙色被覆の義務付け、交流回路の絶縁抵抗値の追加、開放式鉛蓄電池の水素エミッションの測定の義務付け等の要件を追加しました。

#### 【適用時期】

- 新型車：平成26年6月23日以降に新たに型式の指定を受ける自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車
- 継続生産車：平成28年6月23日以降に製作される自動車

② 電気装置（保安基準第17条の2、細目告示第21条、第99条、第177条、細目告示別添111関係）

「ステアリング機構に係る協定規則（第12号）」「オフセット前面衝突時の乗車人員の保護に係る協定規則（第94号）」、「側面衝突時の乗車人員の保護に係る協定規則（第95号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

#### 【適用範囲】

電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に適用します。

**【改正概要】**

- 燃料電池自動車についても適用対象としました。
- 衝突後の高電圧保護性能の対象をこれまでの客室内に加え、客室外にも拡大、交流回路の絶縁抵抗値等の要件を追加しました。

**【適用時期】**

- 新型車：平成 26 年 6 月 23 日以降に新たに型式の指定を受ける自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車
- 継続生産車：平成 28 年 6 月 23 日以降に製作される自動車

③ 座席ベルト（細目告示第 30 条、第 108 条関係）

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

**【適用範囲】**

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に適用します（従前から変更ありません）。

**【改正概要】**

座席ベルトのバックルについて、解除ボタン以外の部分は赤色であってはならないこととしていますが、乗員着席時に点灯し、かつ、乗員がバックルを締めた後に消灯する構造であれば、バックルのいかなるところにでも赤色を用いた警告灯を備えることができることとしました。

**【適用時期】**

施行日

④ 側方灯（細目告示別添 61 関係）

「側方灯に係る協定規則（第 91 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

**【適用範囲】**

自動車に備える側方灯に適用します（従前から変更ありません）。

**【改正概要】**

光源電子制御装置（電圧状態が変化しても光源の明るさを一定に保つための装置）を備える場合の試験電圧について、他の灯火と同等の基準を設けるよう改正しました。

**【適用時期】**

施行日

⑤ 側方照射灯（細目告示第 44 条、第 122 条、第 200 条、細目告示別添 102 関係）

「側方照射灯に係る協定規則（第 119 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

**【適用範囲】**

自動車に備える側方照射灯に適用します（従前から変更ありません）。

**【改正概要】**

側方照射灯の光度要件を変更しました。

**【適用時期】**

平成 28 年 6 月 23 日から型式の指定等を受ける自動車

- ⑥ 電気装置（保安基準第 17 条の 2、細目告示第 21 条、第 99 条、第 177 条、細目告示別添 101、細目告示別添 110、別添 111 関係）

電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車の増加が見込まれることから、以下のとおり改正しました。

**【適用範囲】**

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を改造により、電力により作動する原動機を有する自動車に変更したものに適用します。

**【改正概要】**

平成 24 年 7 月 1 日以降、電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車について、その自動車の製作日にかかわらず、現行の電気装置に係る保安基準を適用させることとします。

**【適用時期】**

平成 24 年 7 月 1 日以降に電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車

- ⑦ ワンマンバスの構造要件（細目告示別添 106 関係）

**【適用範囲】**

乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であって車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用します（従前から変更ありません）。

**【改正概要】**

乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えた場合にあっては、当該解除装置が運転者席において容易に操作することができないものであることを明確化しました。

**【適用時期】**

施行日

- ⑧ バスの室内照明灯（細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条）

**【適用範囲】**

乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用します（従前から変更ありません）。

**【改正概要】**

室内照明灯の明るさの基準は、ワット数のみにて定められており、電球、蛍光灯に比較して消費電力の少ない LED を装備すると、過度に明るくなることとなるため、室内照明灯においても LED も使用できるものとなりました。

**【適用時期】**

施行日

- ⑨ その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたので、国内法令も同様に改正を行いました。

## (2) 装置型式指定規則の改正関係

装置型式指定対象装置及び相互承認対象装置の追加等(第2条及び第5条関係)

### 【改正概要】

装置型式指定対象装置及び相互承認(外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。)対象装置に感電防止装置を追加するとともに、既に対象とされている装置について協定規則の改訂を反映しました。

## 3. スケジュール

公布：平成23年6月23日

施行：平成23年6月23日